

《南風原町》未熟児養育医療制度の手続きについて

(1) 対象者

南風原町に住所を有する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者

(2) 対象となる医療

指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療のうち、保険適用となる診察や薬剤、医学的処置、食事療養費（ミルク代）等が対象となります。

※未熟児の治療以外の治療、差額ベッド代、文書料などの保険適用外のもの是对象となりませんので、病院窓口で支払っていただく必要があります。

(3) 申請に必要な書類等

養育医療意見書	お子さまが入院している指定養育医療機関にて発行
養育医療給付申請書	
世帯調書	受療者であるお子さま（本人）も含めた世帯全員を記入
委任状	
同意書	課税状況確認の対象となる世帯員は全員署名してください。※受療者であるお子さま（本人）と同一生計の扶養義務者(父、母、祖父母等)全員
こども医療費助成金受給資格者証	健康保険証発行後、こども課にて要申請
健康保険証 ※「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」 マイナポータルからダウンロードした 「資格情報画面」を印刷したもの等	扶養義務者および受療者であるお子さま（本人）
個人番号のわかる書類 ※マイナンバーカード、通知カード、通知書 または個人番号記載の住民票等	※受療者であるお子さま（本人）と同一生計者全員
所得課税証明書〔令和 年度（令和 年分）〕	市町村民税額・被扶養者の記載があるもの
その他	

※すべての書類がそろっていない場合でも

お子さまの入院中に、申請書・養育医療意見書をご提出ください。

お子さまが退院されてからでは申請できませんのでご注意ください。

(4) 給付の決定

すべての書類がそろってから給付の可否を決定し、申請者へ通知します。

承認された場合は「医療券」を送付します。「医療券」をお子さまが入院している指定養育医療機関へご提出ください。

《注意》内容に変更があった場合は手続きが必要です

- 住所の変更
- 世帯階層区分、扶養義務者等の変動
- 医療保険の変更
- 受給者証の紛失等

※転院する場合：申請書と転院する理由を書いた医師の意見書が必要となります。

※治療期間の延長：申請書と延長する理由を記載した医師の意見書が必要となります。

町ホームページからも
ご確認できます



【お問い合わせ】

南風原町民生部こども課こども家庭班
南風原町字宮平697番地10（ちむぐる館）

☎098-889-7381

※令和8年8月より住所・電話 変更予定